物流アドバイザー派遣事業実施要領

（目的）

第１条　この要領は、県内の運送事業者が抱える物流の 2024 年問題に係る課題を受け止め、課題解決に向け専門家を活用し適切な助言・指導を行うことにより、群馬県内の物流を産業として維持することを目的に、物流アドバイザー派遣事業（以下、「本事業」という。）を行う上で必要な事項を定める。

（事業内容）

第２条　群馬県は、群馬県内に事務所、事業所、工場、その他の事業用施設を有して運送事業を営む法人又は個人（以下、「県内事業者」という。）に対し、前条の目的を達するために専門家を派遣する事業を行う。

（対象要件）

第３条　本事業の対象となる取組又は県内事業者は、次の各号の全てを満たすと認められるものとする。

（１）県内事業者による作業の省力化や効率化、DX 化を担う人材育成、その他物流課題の解決に繋がる取組であること。

（２）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第２条に規定する風俗営業、性風俗関連特殊営業又は接客業務受託営業（以下「風俗営業等」という。）を営む者ではないこと。

（３）次の要件をいずれも満たすこと。

ア　暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第 77 号。以下「暴対法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）ではないこと。なお、個人の場合は暴力団員（暴対法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）ではないこと。

イ　暴力団若しくは暴力団員の利益につながる活動を行い、又は、暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者ではないこと。

（相談の受付）

第４条　本事業による専門家の助言・指導を希望する県内事業者（以下、「相談者」という。）は、様式第１号による相談依頼書を作成し提出するものとする。

（審査）

第５条　地域企業支援課長は、前条に基づき提出された相談依頼書について、本事業を委託された事業者（以下、「受託者」という。）の意見を踏まえ、次の各号の要件に合致するかを審査のうえ、派遣の可否を決定し、相談者に対して、様式第２号又は様式第３号

により派遣について通知するものとする。
（１）この要領の他の条項に規定する内容を全て満たしていること。
（２）適切な時期に、希望する助言・指導の内容に関する適切な専門家の選定が可能であること。
（３）専門家の助言・指導により、課題の解決が期待できると判断されること。
（４）本事業に係る予算の執行状況に対して、希望する助言・指導の実現が可能であること。
２　地域企業支援課長は、前項の審査により、専門家を派遣することが決定した場合は、様式第４号により、受託者に通知する。
３　審査結果の通知は、原則として、相談依頼書を受理した日（相談可否について審査に必要な内容が十分に記載された時点）から 20 日を経過する日までに行うものとする。

（専門家派遣の決定）
第６条　受託者は、第５条２の通知を受けた後、専門家を選定し、選定した専門家（以下、「専門家」という。）に実施内容、日程、その他必要な事項を相談者と調整するように指示し、専門家を派遣する。
２　地域企業支援課長は、必要に応じ、地域企業支援課の職員を相談者へ出向かせて、専門家による助言・指導が適切に行われているかを調査させることができる。
３　相談者は、専門家の派遣を受けるにあたり、専門家に相談すべき事項を事前に十分に検討し、効果的・効率的に助言・指導を得られるよう努めなければならない。

（実施内容・費用）
第７条　本事業における専門家の派遣は、令和８年２月 27 日までの間に実施するものとする。
２　専門家は様式第１号により事前に相談内容について把握し、適切な助言・指導ができるよう準備に努めること。
３　専門家は相談者を訪問し、様式第１号を踏まえて面談を実施する。相談者の現状や課題を把握した際に、様式第１号の記載内容と相違が認められた場合には、速やかに地域企業支援課へ報告のうえ、必要に応じて、相談者が様式第１号の修正を行うものとする。
４　専門家は、相談者による実施報告書の作成及び事例発表会への参加に際し、必要に応じて支援を行い、発表会にも同席するものとする。
５　専門家派遣に要する費用については、１社当たり３０万円を上限とし、支援対象事業者の上限は３者までとする。
６　前項における専門家派遣に要する費用とは、本事業により受託者に支払う委託料、専門家に支払う謝金、交通費、その他の経費のことをいう。

（実施報告書の作成・提出）

第８条　相談者は、本事業の実施報告書（様式第５号）を作成し、本事業による最後の助言・指導を受けた日から起算して 10 日以内に、受託者へ提出しなければならない。

２　受託者は、一連の指導内容について、相談者ごとに専門家に実施報告書（様式第６号）を作成させるものとする。

３　受託者は、支援対象事業者数の上限に達し最後の相談者の指導を終了した時点、又は契約期間が満了した時点で実績報告書（様式第７号）を作成し、本事業を利用した相談者ごとにまとめた様式第５号及び第６号と関係資料を添えて県に提出する。

４　県は前項の規定により提出された報告を受理したときは、速やかにこれを検査し、委託金額を確定させ、その結果を受託者に通知するものとする。

（費用の支払）

第９条　地域企業支援課長は、第８条第３項による報告を受け、受託者から請求書を受け取り次第、第７条に基づく委託費用を速やかに受託者に支払うものとする。

（派遣の中止）

第 10 条　地域企業支援課長は、専門家による助言・指導への対応（第６条第３項の事前の検討、第８条第１項の報告を含む。）が適切になされていないと認められる場合で、地域企業支援課の職員からの指示の後もなお改善されない場合、相談者への専門家の派遣を中止することができる。

２　相談者は、専門家の派遣の決定を受けた内容について、自己の都合により一部又は全部を中止する必要が生じたときは、地域企業支援課長に対して中止する内容及び理由を記載した書面により、速やかに中止を申し出なければならない（様式第８号）。

３　地域企業支援課長は、相談者から前項による中止の申し出を受けたときは、様式第９号により、受託者に中止に係る事項を速やかに通知する。

４　専門家は、相談者からの申出等による派遣の中止により、損害が生じたときは、専門家が既に負担した実支出を限度に地域企業支援課に費用を請求することができる。

（守秘義務）

第 11 条　地域企業支援課の職員及び派遣された専門家は、助言・指導する上で知り得た相談者の秘密を厳守するとともに、これを自己の利益のために利用してはならない。

（成果の普及）

第 12 条　地域企業支援課は、報告書等により助言・指導の結果について評価を行うとともに、一定期間経過後、相談者に対しアンケートを行うなどにより、事業効果の把握に努めるものとする。

２　地域企業支援課長は、事例発表会の開催や、派遣決定企業及び専門家の了解を得てインターネット等で広く情報提供することにより、成果の普及に努めるものとする。

（その他）

第 12 条　この要領に定めるもののほか、事業に必要な事項は別に定める。

附　則

この要領は、令和７年８月１２日から施行する。